

公立幼稚園をご利用の
新2号認定子どもの保護者の皆様へ

猪名川町生活部こども課

子育てのための施設等利用給付費（新2号認定） 認可外保育施設等利用料の償還払い手続きについて

本年10月からの幼児教育・保育の無償化の実施により、新2号認定を受け、公立幼稚園（1号認定）と認可外保育施設等（新2号認定）を併用されている場合のお子様については、認可外保育施設等の利用料（上限額あり）を保護者様の申請による償還払いにより、3か月ごとに保護者様の口座へ給付する予定としております。

つきましては、下記のとおり請求月（1月、4月、7月、10月）の月末までに請求書と必要な書類を、町役場こども課窓口までご提出いただきますようお願いします。

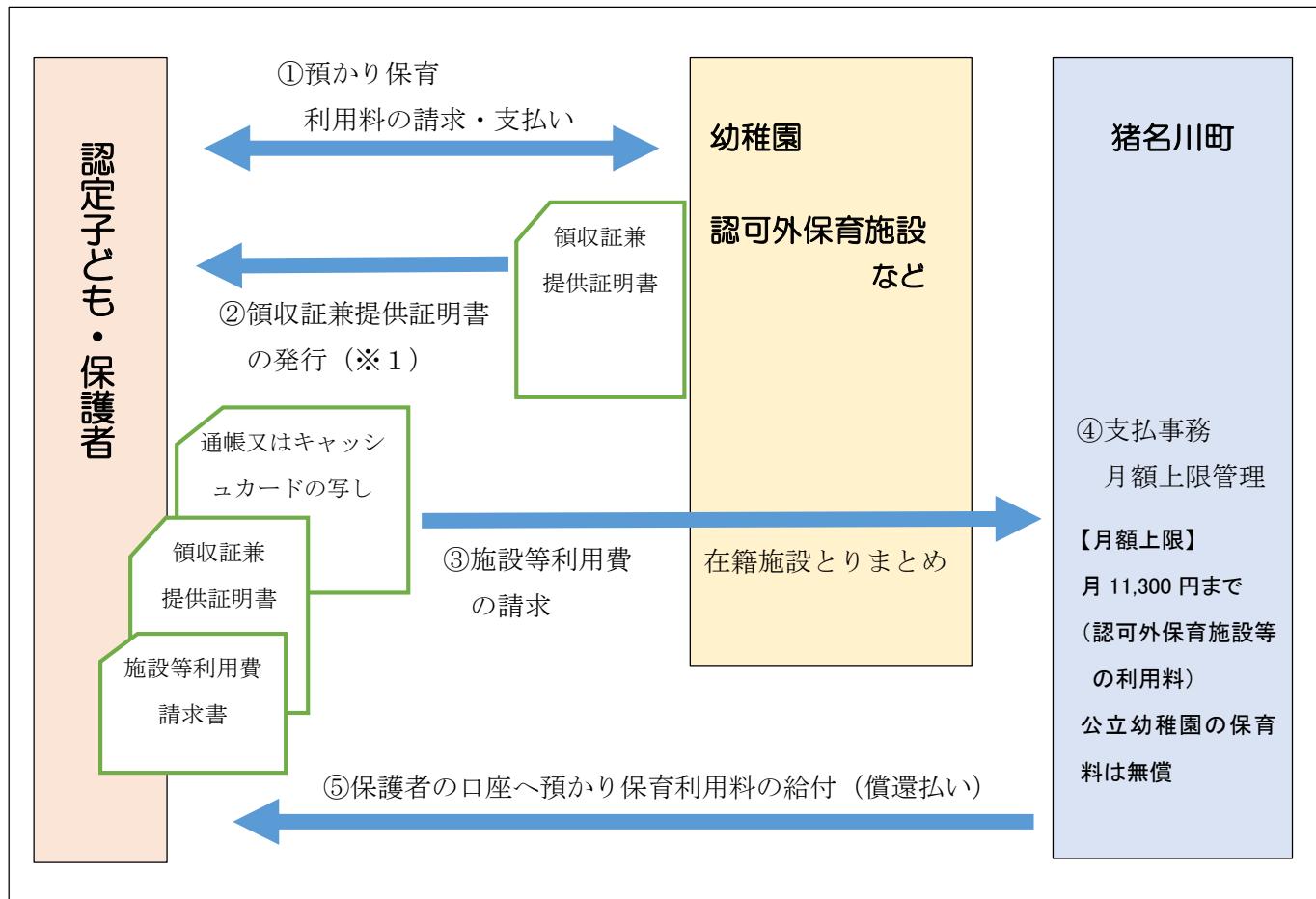
なお、請求書は、在籍する施設で取得いただくか町のホームページ【子育てのための施設等利用費（新2・3号認定）の請求方法について】からダウンロードできます。

記

利用する 事業・施設	必要書類	提出先と期限
公立幼稚園 (1号認定) 認可外保育施設等 (新2号認定) の併用	<p>① 様式3（預かり保育事業） 「施設等利用費請求書（償還払い用）」</p> <p>② 認可外保育施設等が発行する「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼提供証明書」</p> <p>※公立幼稚園が預かり保育事業を実施していないため、認可外保育施設等の併用可</p> <p>③ 振込先を確認できる通帳又はキャッシュカードの写し</p> <p><u>新2号認定を受けられた方のみ手続きが必要</u></p>	<p>【請求月】 1月請求（10,11,12月分） 4月請求（1,2,3月分） 7月請求（4,5,6月分） 10月請求（7,8,9月分）</p> <p>【提出先】 <u>上記請求月の月末までに左記 必要書類を在籍する園に提出</u></p> <p>【支払日】 提出から1か月後の月末を目 途に保護者様の口座へ振込み</p>

～幼児教育・保育の無償化に係る償還払い手続きについて～

1 償還払いの支払い手続きのイメージ及び関係様式（公立幼稚園・認可外併用）



2 手続きの流れ

- ① 保護者は、認可外保育施設等の利用料を施設へ支払います。
- ② 保護者は、施設から「領収証兼提供証明書」の発行を受けます。
- ③ 保護者は、「施設等利用費請求書（償還払い用）」に上記②の「領収証兼提供証明書」と振込先を確認できる通帳又はキャッシュカードの写しを添付し、町こども課に提出。
認可外保育施設等と一時預かり事業など、複数施設を併用した場合は、各施設が発行した「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼提供証明書」を利用月毎にまとめて添付してください。
- ④ 猪名川町は、上記③の申請により、支払事務（内容と上限の確認等）を行います。
- ⑤ 猪名川町は、上記④に基づき、3か月分まとめて保護者の口座に預かり保育事業の利用料の給付（償還払い）を行います。

【お問い合わせ】

猪名川町生活部こども課 TEL:072-767-7477